

## 若者サポーター事業 利用規約

### 1. 目的及び適用

若者支援コンシェルジュ事業事務局（以下、「事務局」という。）は、山形県（以下、「委託者」という。）より委託された「令和元年度若者支援コンシェルジュ事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、若者を応援する「若者サポーター」を設置し、県内の若者（概ね40歳未満）たちが持てる力を十分に発揮できる環境づくりを行い、若者たちの新たなつながりと結び付きによる更なる地域の活性化を図ることを目的とします。

本サービスの利用者は、本規約を十分理解し遵守することに同意した上で利用するものとし、本サービスを利用した場合は、当該利用者は本規約に同意したものとみなします。

### 2. 定義

- (1) 「本サービス」とは、本事業でおこなう「若者サポーター」の相談・出向による支援活動をいいます。
- (2) 「依頼者」とは、本サービスの実施を依頼する個人または法人をいいます。
- (3) 「利用者」とは、依頼者及び技術アドバイザーをいい、本サイトを利用する閲覧者を含みます。

### 3. 利用者の責任

- (1) 利用者による虚偽の情報提供が起因し紛争等が生じた場合、当該利用者自身はその責任において対処するものとします。
- (2) 利用者は、本サービスに関連して事務局が利用者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した情報及び業務上知り得た秘密情報について、秘密に取り扱うものとします。
- (3) 本サービスを通じて知り得た利用者及び「若者サポーター」との間で、本サービスを利用することなく独自の契約（業務委託・雇用契約等）を締結する場合、事前に事務局へ通知するものとします。

### 4. 禁止事項

本サービスの利用者は、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると事務局および委託者が判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 事務局および委託者、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (3) 事務局および委託者、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為

- (4) 本サービスの運営を妨害する恐れのある行為
- (5) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (6) 他の利用者の個人情報を収集・蓄積する行為
- (7) 本サービスに関わる記載事項について、無断でコピー・複製・開示・配布等を行う行為
- (8) 第三者に成りすます行為
- (9) その他、事務局および委託者が不適切と判断する行為

#### 5. 本サービスの内容変更・終了等

- (1) 事務局は、事務局および委託者の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。事務局が本サービスの提供を終了する場合、事務局は本サービスについて発信するウェブサイト上にて事前に通知をするものとします。
- (2) 事務局は、本条に基づき事務局が行った処置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 6. 利用者情報の取扱い

- (1) 事務局は、本サービスにおける利用者情報について事業の質向上等の目的により委託者および若者サポーターと共有するものとし、事務局および委託者は当該事業に関係する範囲内でこれを利用するものとします。

#### 7. 本規約等の変更

事務局は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更した場合、変更後の規約内容を本サービスについて発信するウェブサイトへ速やかに掲載することとし、掲載から1か月を経過した時点において利用者からの申し出がない場合は、規約の変更に同意したものとみなします。

#### 8. 免責事項

- (1) 本サービスは、依頼者の要求した相談内容について、必ず解決へと導く手法等を提供できることを保証するものではありません。
- (2) 本サービスの技術提供やアドバイス等は、その結果を保証するものではありません。また、本サービスにより実施した結果により生じたいかなる損害について、事務局および委託者、若者サポーターは一切の責任を負いません。
- (3) 事務局は、利用者が本事業によって取得した情報により生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

#### 9. サービス利用契約上の地位の譲渡等

- (1) 活動サポーターは、当社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- (2) 事務局および委託者は、本サービスにかかる事業を他社へ譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに利用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者はかかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、組織分割その他事業が移転するあらゆる場面を含むものとします。

#### 10. 協議事項

本契約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、事務局と利用者は、誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

#### 11. 準拠法及び管轄裁判所

- (1) 本規約及びサービス利用契約の準拠法は、日本法とします。
- (2) 本規約またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、事務局所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

2019年6月1日施行